

2019 年度

被扶養者状況確認調査の実施について

健康保険法施行規則第 50 条に基づき、本年度の「健康保険被扶養者状況確認調査」を実施します。本年度は、従来までの同調査と比べると調査期間及び調査方法が変更になっています。調査方法・変更箇所等をご確認のうえ、必ず期日までにご対応いただきますようお願い申し上げます。

■調査の目的■

病気やケガをしたとき、健康保険では被保険者（本人）だけでなく、被扶養者（家族）にも、様々な保険給付を行っています。しかし、家族であれば必ず被扶養者になれるわけでもなく、健康保険法で定められた被扶養者資格の条件を満たすことが必要です。

当組合では既に被扶養者として認定されている方でも、継続してその条件を満たしているか毎年確認を行っています。厳密な調査によって、被扶養者認定の基準を満たしているかどうかを確認し、加入者間の公平を期するとともに、保険給付や高齢者医療制度への納付金等の適正化を図ることを目的としています。

2018 年 8 月 29 日付 厚生労働省保険局保険課長通知より、健康保険の被保険者に扶養される者については、身分関係の確認、生計維持関係の確認を厳格に取り扱うよう示されています。特に生計維持関係の確認には、主として被保険者の収入により生計を維持されているかどうか重要なポイントになります。よって、収入のある家族、または被保険者と離れて暮らす家族（社命による単身赴任と就学のために離れて暮らす 23 歳以下の子は除く）に対する生計維持関係の証明は正しく申告していただく必要があります。

■実施期間■

10 月中頃から 11 月 29 日まで／調査関係書類を 11 月 29 日までに健康保険組合に提出

※正当な理由もなく提出期日までに調査関係の書類を提出されない場合は、被扶養者の「保険証」を無効とします。その場合は医療費等の返還請求が発生しますのでご注意ください。

■調査対象者■

9 月 30 日現在、公文健康保険組合の被扶養者として登録されている方全員、及び、被扶養者でない配偶者についても、夫婦共同扶養の確認を行うため調査対象とします。

■調査方法■

1. 10 月中頃に所属長から被扶養者（家族）がいる被保険者に「健康保険被扶養者確認調書（以

下「調書」と言う)」等が配布されます。

2. 「調書」に今回の調査対象となる被扶養者の氏名等が記載されていますので、被扶養者認定条件を満たしている家族かどうかをご確認ください。
3. **被扶養者認定条件を満たしている家族の場合は、**同封の「現況届」に身分、被保険者との生計維持関係(同・別居、収入の有無等)等、全項目を記入してください。
4. **被扶養者認定条件から外れている家族の場合は、**「調書」に記載されている家族の氏名等を赤色二線抹消のうえ、健康保険被扶養者の削除手続きをしてください(下段参照)。
5. 引き続き被扶養者として認定を希望する家族に関して、同封の「現況届」に必要事項を記入し、必要書類がある場合は添付のうえ、専用封筒にて各人で健康保険組合に提出してください(必要書類については下表参照)。

- ※「現況届」には【夫婦共同扶養】の確認を行うために、被扶養者でない配偶者に関する申告も欄があります。
- ※ 被扶養者に収入がある場合は、すべての収入を正しくご申告のうえ、その内容を証明する書類をご提出ください。
- ※ 同一世帯でない被扶養者への仕送り額の証明書類は、当年度分(1月以降)全て必要です。ただし、被保険者が単身赴任及び就学のため単身で暮らす子は不要です。

.....

【年収(見込)の考え方】

- ① 1月～12月末日までの総収入(各種控除前の金額で非課税支給分・通勤交通費・賞与・各種給付金など全て含む)
- ② 自営業収入はその事業のため必要な原価(減価償却費、青色申告特別控除、現金支出でないものを除く)を控除した額
- ③ 年度の途中で被扶養者の認定を受けた方は認定日から12月末日までの総収入額
- ④ 年度の途中から新たな収入が発生した場合はその日から12月末日までの総収入額

※上記【年収(見込)の考え方】から収入上限額は以下のとおりになります。

- ①②の場合は年間130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)未満
- ③④の場合は総収入額を発生した月数で除した額が月額108,334円(60歳以上または障害年金受給者は15万円)未満

※上限を超える場合は2020年1月1日付で被扶養者認定から外れ「被扶養者異動(削除)届」の提出が必要となります。

.....

【必要書類】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 身分・職業などに応じて該当する書類を添付してください。
- ※ ただし、身分が無職であって、他に該当するものがない場合及び 18 歳未満（高校生以下）の子は不要
- **状況に応じて別途書類の提出をお願いすることもあります。**

身分・職業など	必要書類	入手先
パート・アルバイトなど	直近 3 ヶ月分の給与明細書（写） ※支払者・受取人・支払月がわかるもの	勤務先
自営業等	令和 1 年分の確定申告書（写） ※別途、2020 年 3 月までに提出をお願いします	税務署など
年金受給者	直近の年金振込通知書（写）または ねんきんネット電子版から印刷したもの	日本年金機構
学生	在学証明書原本（6 ヶ月以内に交付されたもの） ※高校生以下は不要	就学先の大学、 専門学校など
被保険者と離れて暮らす被扶養者	本年度の仕送り証明書全部（写） ※被保険者が単身赴任及び就学のため単身で暮らす子は不要	金融機関など

「調書」の内容に訂正等が必要な場合の手続

- ① 「調書」に記載されている名前や生年月日等に訂正が必要な場合は、「[記載事項変更届](#)」を作成してください。
- ② 既に被扶養者の認定条件から外れている家族が「調書」に記載されている場合は、「[被扶養者異動（削除）届](#)」を作成してください。

※ ①②とも必要な申請書は公文健康保険組合のホームページからダウンロードできます。
各申請書に該当する「保険証」を添付して、人材サポート部人材サポートチーム（くもん出版の場合は業務部）に提出してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 《参考》 調査に関する法・関連通達
- 健康保険法施行規則第 38 条第 2 項（被扶養者の届出）
 - 健康保険法施行規則第 50 条第 1 項（被保険者証の検認・更新）
 - 健康保険法施行規則第 50 条第 7 項（被保険者証の無効）
 - 健康保険法第 197 条（報告の義務）
 - 厚生労働省保険局長通知保発第 1029004 号及び 1029005 号

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2020年4月1日から健康保険法施行規則等の一部が改正されます

被扶養者の認定条件に「国内に住所を有していること」が加わります。

このため、被扶養者が国内に居住していない場合は、2020年4月1日で被扶養者の資格を失います。ただし、海外留学や家族の海外赴任への帯同など、渡航目的などから国内生活の基盤があると認められた場合には、例外的に被扶養者になれます。